

## 7-2

## 在宅避難者への支援活動

担当	活動内容
活動会員 (災害支援登録者)	1 被災地管轄保健福祉事務所（管理栄養士）及び被災市町行政栄養士との活動内容の打合せ 2 在宅での活動の実施 ・個別支援（特別な食事管理、食物アレルギー、体調不良） ・特殊栄養食品の必要性の把握 3 報告書の作成、適切な引継ぎ

## 1 被災地管轄保健福祉事務所（管理栄養士）及び被災市町行政栄養士との活動内容打合せ

- 支援活動開始時、被災地管轄保健福祉事務所（管理栄養士）及び被災市町行政栄養士から被害状況、避難所状況、要支援者状況などの概要を情報収集する。
- （公社）佐賀県栄養士会に求められている支援内容を確認する（要支援者の内容確認）。
- 活動会員は、指示に基づき、担当内容の活動を行う。

## 2 在宅での活動の実施

下記に留意しながら、各自の担当活動を行う。

## (1) 個別支援

## ① 特別な食事管理が必要な要支援者

- 備蓄食品や支援物資や提供される食事が摂取できているかを確認する。
- 症状や服薬状況、主治医からの指示内容を確認し、提供されている食事を食べる際に注意すること等を助言する。
- 備蓄食品や支援物資に適した食品がない場合は、特殊栄養食品ステーションに物資を要請する。

## ② 食物アレルギーを有する要支援者

- 提供される食事を食べる際にはアレルギー表示を確認すること等、注意事項を助言する。
- アレルギー原因食品が除去された食事を摂取することで、栄養素摂取量が不足する可能性がある場合は、代替食品の摂取等について助言する。

③ 体調不良を訴える避難者

- 慣れない生活環境や偏った食事などの影響で、便秘や体調不良を訴える被災者の状況を聞き、提供される食事で工夫できることを助言する。
- 必要に応じて、特殊栄養食品ステーションに食物繊維やビタミン類のサプリメント等要請する。

(2) 特殊栄養食品の必要性の把握

- 相談や訴えの内容を把握し、直接訴えがないものでも潜在的に健康課題があると思われる場合は、それらの改善につながる特殊栄養食品を選定する。必要量を算定し、特殊栄養食品ステーションへ要請する。

3 報告書の作成、適切な引継ぎ

- 個別指導した場合は、「栄養・食生活相談票」(様式 7-1-1)に記録し、情報共有を行う。  
特に、要支援者において、医療機関や介護関係機関との連携の必要性があれば被災地管轄保健福祉事務所(管理栄養士)に確実に引継ぎを行う。
- 当日の活動内容を「栄養・食生活支援実施報告書」(様式 7-1-2)に記載する。  
グループ LINE などを通じて情報共有を行う。
- 今後活動を行う支援者は、前日までの「栄養・食生活相談票」や「栄養・食生活支援実施報告書」等を確認し、必要な支援内容を把握する。

※「栄養・食生活相談票」(様式 7-1-1)

※「栄養・食生活支援実施報告書」(様式 7-1-2)